

大阪府東警察署警察官による脅迫事件判決についての会長談話

本年4月28日、大阪地方裁判所において、大阪府東警察署の警察官が、取調中の男性会社員を恫喝するなどして脅迫した事件について、この警察官を、検察官の求刑を上回る罰金30万円に処する旨の判決が言い渡された。

本件は、この警察官が、被害者の取調べにおいて、黙秘権すら告知せずに、「お前の人生めちゃくちゃにしたるわ!」「殴るぞ、お前!お前なめとったらあかんぞ、こら!」「シヤブ中以上の嘘つきやんけ!」などの暴言を用いて自白を強要したものであり、大阪府警察の警察官が、このような違法な取調べを行っていたことは極めて遺憾であり、裁判所がこれを断罪したことは当然のことである。

ただ、この事件は、一人の異常な警察官の犯行として矮小化されてはならない。むしろ、警察署内において白昼堂々とこのような犯罪が行われたことからすれば、このような違法・不当な取調べが捜査機関において常態化していることが推察される。そのような状態が推察されるにもかかわらず、検察官は、本件を特別公務員暴行陵虐罪ではなく脅迫罪で略式起訴したうえ、罰金20万円という不当に低い求刑をしており、検察庁に、警察の違法捜査を真摯に抑止しようという姿勢はまったく伺えない。捜査機関のあり方が厳しく問われている今日、検察庁は自らの在り方を含め、厳しく見つめ直すべきである。

また、この事件は、密室での取調べの問題としても捉えられる必要がある。この事件は、たまたま被害者が取調べ状況をICレコーダーに録音を残していたために、被害事実が明らかになったものであるが、通常は、密室での取調べにおいて、捜査機関の違法性を明らかにする手段はない。そして、捜査機関の違法性の有無を検証する手段が無いこと自体が、違法捜査の温床となっていると言わざるを得ない。

当会は、本件を契機に、改めて、このような違法な取調べを防止し、えん罪を根絶するために、大阪府警察、警察庁及び検察庁に対し、速やかに、すべての刑事事件で、取調べ全過程の録画・録音（取調べの可視化）を開始するように強く求めるとともに、警察の組織全体の体質の問題として、徹底した原因解明及び再発防止策を行うことを求める。

2011年（平成23年）5月2日

大阪弁護士会

会長 中本和洋